

「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務

(2) 事業の目的

令和6年度から文部科学省が実施している「高等学校 DX 加速化推進事業 (DX ハイスクール)」について、令和7年度においては、都道府県による域内横断的な取組に対しても支援が開始されます。

本県では、令和7年度の域内横断的な取組として、「探究型プログラミングキャンプ」(以下「ワークショップ」という。)を実施します。本ワークショップは、単にプログラミング技術を学ぶだけでなく、プログラミングをツールとして活用し、地域社会の課題探究や防災に関する課題解決といった探究的な学びを深めることを目的とします。

これにより、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムや ICT を活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の取組を後押しし、実践的な課題解決能力と創造性を育む県内のデジタル人材の育成の推進を目指します。

(3) 事業内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

8,950 千円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、別途定める「「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会」設置要領に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま使用及び実施することをお約束するものではありません。選定後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) これまで、類似の業務を実施した実績があり、当該業務を滞りなく実施していること。

※(1)の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、募集要領を確認後、速やかに高知県会計管理局総務事務センターに申請・登録についてお問い合わせください。

〈問合せ先〉

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター TEL 088-823-9788

6 説明会

説明会は行いません。

7 質疑と回答

質疑は令和7年6月18日（水）午後5時までに「探究型プログラミングキャンプ」企画実施委託業務公募型プロポーザルに関する質疑書（様式-1）」により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。提出先について

は、8（3）を参照してください。質疑と回答の内容は高知県教育委員会事務局高等学校課ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701>)

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、「参加申込書（様式－2）」に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A 4 縦	1 部
7	企画提案参加資格に係る誓約書	A 4 縦	1 部
	上の誓約書の添付書類	なし	1 部

（1）提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）で受け付けます。提出期限までの文書提出が困難な場合は、FAX にて送信のうえ、持参又は郵送してください。なお、FAX による場合は、電話により着信を確認してください。

（2）提出期限

令和 7 年 6 月 25 日（水） 午後 5 時（必着）

（3）提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

高知県教育委員会事務局高等学校課 TEL 088-821-4798

FAX 088-821-4547

E-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

（4）資格要件の確認

高知県教育委員会事務局高等学校課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 7 年 6 月 27 日（金） までに申込者へ電子メールにて通知します。

（5）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、高知県教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

② 高知県教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌

日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和7年7月18日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。
なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年6月18日（水） 質疑書提出〆切
令和7年6月25日（水） 参加申込書及び資格確認書類提出〆切
令和7年7月9日（水） 企画提案書提出〆切
令和7年7月16日（水） 審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年7月18日（金） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式-3により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-3に基づき行うものではなく、様式-3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県教育委員会事務局高等学校課

学校支援・教育 DX 推進室 教育 DX 推進担当

担当者 藤原 公房

T E L 088-821-4798

F A X 088-821-4547

E-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
- ①提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
 - ④プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合または同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。